

## 高知県災害時医療救護計画 改定の概要（平成31年4月一部改定）

### 1 「災害時の保健医療活動における組織体制計画」の反映

本県において大規模災害時に保健医療活動の総合調整を行う保健医療調整本部の体制について定めた「災害時の保健医療活動における組織体制計画」が策定されたことに伴い、県の災害時の医療救護に係る組織体制について見直しを行う。

改定前の組織		改定後の組織	
高知県災害医療対策本部 (県医療本部)	県庁に設置され、医療部門の総合調整を行い、県内の医療救護活動を円滑に遂行する	高知県保健医療調整本部 (県保健医療本部)	県庁に設置され、 <u>保健医療</u> 部門の総合調整を行い、県内の <u>保健医療</u> 活動を円滑に遂行する(※)
高知県災害医療対策支部 (県医療支部)	各福祉保健所及び高知市保健所に設置され、管内の医療部門の総合調整を行い、医療救護活動を円滑に遂行する	高知県保健医療調整支部 (県保健医療支部)	各福祉保健所及び高知市保健所に設置され、管内の <u>保健医療</u> 部門の総合調整を行い、 <u>保健医療</u> 活動を円滑に遂行する(※)

※「高知県災害時医療救護計画」では、特に医療救護にかかる県保健医療調整本部・支部の活動について定める。

➤新旧対照表 該当箇所 本文編 p.2 第1 総則 3 関係機関の連携  
 本文編 p.8 第2 医療救護活動 2 県の役割と初動体制  
 マニュアル編 p.2 マニュアル1 県保健医療本部の運営  
 マニュアル編 p.10 マニュアル2 県保健医療支部の運営

### 2 患者搬送の調整方法等の変更

重篤な患者をより迅速に搬送するために、訓練による検証等を踏まえ次のとおり変更。

#### (1) 搬送先医療機関手配の方法

要請元	要請先（改定前）	要請先（改定後）	
広域的な災害拠点病院	県医療本部	県保健医療本部	緊急時は、医療機関同士で調整することができる。 (※)
災害拠点病院	県医療支部	県保健医療支部	
救護病院	市町村災害対策本部	市町村災害対策本部	
医療救護所	市町村災害対策本部	市町村災害対策本部	
その他医療機関	市町村災害対策本部	市町村災害対策本部	緊急時は、医療機関同士で調整することができる。 (※)

※緊急を要する場合は、行政機関を介さずに、搬送先として希望する医療機関と直接患者受入の調整をすることができる。ただし、その場合は搬送先の手配完了後に調整結果を通常の要請先に報告すること。

➤新旧対照表 該当箇所 マニュアル編 p.23 マニュアル4 救護病院 2 医療救護活動 (2) キ  
 マニュアル編 p.27 マニュアル5 災害拠点病院 2 医療救護活動 (2) キ

(2) 搬送手段確保の方法

要請元	要請先 (改定前)	要請先 (改定後)
広域的な災害拠点病院	県医療本部	市町村災害対策本部 (※) (市町村で対応が困難な場合は、広域的な災害拠点病院は県保健医療本部に、災害拠点病院は県保健医療支部に直接要請することができる。)
災害拠点病院	県医療支部	
救護病院	市町村災害対策本部	
医療救護所・その他医療機関	市町村災害対策本部	

※：空路搬送が必要な場合、市町村災害対策本部は搬送に利用するヘリポートと、ヘリポートまでの搬送手段を確保したうえで、直接県災害対策本部にヘリの運航調整を要請する。

➤新旧対照表	該当箇所	マニュアル編p. 19	マニュアル3	医療救護所	(2)	医療救護所の運営	エ
		マニュアル編p. 23	マニュアル4	救護病院	2	医療救護活動	(2) ク
		マニュアル編p. 28	マニュアル5	災害拠点病院	2	医療救護活動	(2) ク

**3 物資支援等の要請方法について整理**

物資の要請先について次のとおり整理。また、市町村から県保健医療支部、県保健医療支部から県保健医療本部に物資等の支援要請をする際には、管内で必要となる支援について一定とりまとめて要請するよう明記。

要請元	要請先 (改定前)	要請先 (改定後)	
		医療関係物資 (医薬品・医療機材等)	その他物資 (飲食料・燃料等)
広域的な災害拠点病院	県医療本部	県保健医療本部	市町村災害対策本部 (※)
災害拠点病院	県医療支部	県保健医療支部	
救護病院	市町村災害対策本部	市町村災害対策本部	
医療救護所・その他医療機関	市町村災害対策本部	市町村災害対策本部	

※：市町村内で対応できない場合は、市町村災害対策本部から県災害対策本部に要請。

➤新旧対照表	該当箇所	マニュアル編p. 14	マニュアル2	県保健医療支部の運営	3	(1)	ウ
		マニュアル編p. 19	マニュアル3	医療救護所	(2)	医療救護所の運営	ア
		マニュアル編p. 22	マニュアル4	救護病院	2	医療救護活動	(1) オ
		マニュアル編p. 27	マニュアル5	災害拠点病院	2	医療救護活動	(1) オ

#### 4 「災害時周産期リエゾン」マニュアルの追加

県医療本部において、被災地における周産期医療ニーズの情報収集・発信及び被災地外における妊産婦・新生児の受入れ調整等を担う「災害時周産期リエゾン」の活動内容について、マニュアルを作成し、計画に追加するもの。

➤新旧対照表 該当箇所 マニュアル編p.52 マニュアル20 災害時周産期リエゾン

#### 5 その他

マニュアルの記載内容の更新、支援要請を行う際等に使用する様式の追加及び改定、その他文言の修正など

➤新旧対照表 該当箇所 マニュアル編p.30 マニュアル7 広域医療搬送  
 マニュアル編p.35 マニュアル10 避難所の医療ニーズ調査  
 マニュアル編p.41 マニュアル12 災害診療記録とお薬手帳  
 マニュアル編p.48 マニュアル14 医薬品等及び輸血用血液の供給  
 マニュアル編p.54～66 共通様式

※様式の改定概要は下表のとおり

	様式	マニュアル編 該当箇所	内容
追加	へり支援要請書 (共通様式5添付様式)	p.61	重症患者のへり搬送要請に必要な情報を整理。県災害対策本部が様式を作成したことに伴い追加。共通様式5に添付して使用する。
	燃料調整シート(共通様式8)	p.64	医療機関が市町村災害対策本部に燃料の要請をする際に使用。県災害対策本部が作成した様式を掲載。
	広域医療搬送適用患者報告書 (共通様式9)	p.65	災害拠点病院等が院内の広域医療搬送適用患者を県保健医療本部に報告する際に使用。
改定	様式全般	—	FAX利用時の文字潰れを防ぐため発信者・受信者欄を拡充するなど、様式の体裁や文言の軽微な修正。
	共通様式3 (医療救護所活動状況報告)	p.57	記載内容をEMISの「救護所状況入力」と統一。医療救護所の情報収集のための様式として利用する。(病院の情報収集はEMIS、共通様式1、2を使用。)
	共通様式4 (医療従事者等派遣要請書)	p.58	正確な情報伝達ができるように、記載内容を追加(その他医療従事者の派遣要請について、具体的な職種を記載する欄を追加)
	共通様式5 (重症患者等受入要請書)	p.59	迅速かつ正確な情報伝達ができるように、記載内容を変更(患者症状記載欄の拡充、附票の廃止)
	共通様式6 (緊急支援物資輸送要請票)	p.62,63	県災害対策本部が使用している様式に変更。
	様式10-2 避難所の状況調査(避難所アセスメント)	p.39,40	厚生労働省通知に基づき、全国保健師長会が作成した様式に変更。
	様式12 災害診療記録2018	p.42～ 47	厚生労働省通知に基づき、「災害時の診療録のあり方に関する合同委員会」が作成した様式に変更。
様式14-1 (医薬品等供給要請書)	p.66	正確な情報伝達ができるように、記載内容を追加(受渡場所、搬送手段、搬送予定日時の記載等)	